

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、自立支援医療費(精神通院医療)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定等の措置を講じている。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年6月4日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	障害者自立支援給付の支給に関する事務
事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による、自立支援医療費（精神通院医療）に関する事務 申請内容の審査のために、特定個人情報の管理、各関係機関への特定個人情報の照会を行う。 【具体的内容】 ○ 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書の受理、所得確認、受給者証の交付 ○ 自立支援医療受給者証（精神通院）記載事項の変更
システムの名称	総合行政情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費（精神通院）受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 108の項、109の項、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第3号、第4号
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部障害福祉課
所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	廿日市健康福祉部障害福祉課 〒738-8512 広島県廿日市新宮一丁目13番1号 電話：0829-20-0001（代表） 0829-30-9152（直通）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市健康福祉部障害福祉課

しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月22日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月22日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	関連情報 5 評価実施期間における担 当部署 所属長の役名	障害福祉課長 寺岡 慶治郎	障害福祉課長	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	リスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	関連情報 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 法律上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 108の項、 109の項、110の項	・番号法第19条第8号 別表第二 108の項、 109の項、110の項	事前	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	関連情報 5 評価実施期間における担 当部署 部署 所属長の役職名	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年5月2日	関連情報 8 特定個人情報の取扱いに 関する問い合わせ 連絡先	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11番1号 電話:0829-20-0001(代表) 0829-30-9152 (直通)	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13 番1号 電話:0829-20-0001(代表) 0829-30-9152 (直通)	事後	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	